

この一票 未来を創る 夢の種

# 4月9日(日)は 静岡県議会議員選挙の 投票日です



任期満了に伴う静岡県議会議員選挙が3月31日(金)に告示され、4月9日(日)に市内17の投票所で投票が行われます。選挙は、皆さんにとって身近で重要な権利です。より良いまちづくりのため、貴重な一票を有効に使いましょう。

**問い合わせ** 菊川市選挙管理委員会(総務課内☎35-0921)

**投票日時** 4月9日(日) 午前7時～午後8時

**投票できる人(以下の全てを満たす人)**

- ・投票日当日に満18歳以上の人
- ・令和4年12月30日以前から引き続き3カ月以上菊川市の住民基本台帳に登録されている人
- ・法律による選挙権失権者でない人

※最近「菊川市に転入した人」や「菊川市から転出した人」は、時期によって投票できる住所地が変わる場合があります。

届出の例		届出の日	投票の可否
菊川市へ 転入	他県から転入	令和4年12月30日以前	○
		令和4年12月31日以後	×
	県内他市から転入	令和4年12月30日以前	○
		令和4年12月31日以後	○⚠
菊川市から 転出	県外へ転出	全期間	×
	県内他市へ転出	令和4年12月30日以前	○
令和4年12月31日以後		○⚠	

⚠ 令和4年12月31日以後に住所移転をされた人のうち、県内他市町へ住所移転をされた人に限っては以前の住所地で投票できます。また、投票の際には、市町長が発行する引続居住証明書(転入後引き続き居住している証明書)、または県内に引き続き居住していることの確認が必要となります。市では、引続居住証明書の交付は、「市役所本庁 市民課」、「小笠支所 小笠市民課」で行えます。

**投票所入場券について**

投票所入場券は、各世帯へ圧着はがき(同一世帯の方を4人まで記載)で郵送予定です。自分の入場券を切り取って投票所へお持ちください。万が一、投票所入場券を紛失した場合や自宅に忘れてしまった場合でも、投票所の受付で選挙権が確認できれば投票することができますが、選挙権の確認に時間が掛かることがあります。

**投票所における代理投票**

病気などの理由により、自分で文字を書くことができない場合は、係員が本人に代わって候補者の氏名を記入します。

※家族が代わって記入することはできません。

**選挙公報**

立候補者の紹介などを掲載した「選挙公報」は、告示日(3月31日)以降の新聞折込みで配布予定です。新聞を購読していない人は、市ホームページまたは下記施設に配置予定ですのでご覧ください。

**配置予定場所** 市役所本庁舎、市役所小笠支所、中央公民館、プラザけやき、各地区センター

**新型コロナウイルス感染症対策について**

皆さんが安心して投票できるよう、投票所などではさまざまな感染症対策(例:手指消毒液、飛沫防止用パーテーションの設置など)に取り組みます。また、投票所・開票所を訪れる際は、マスクの着用や手指消毒、周囲との距離を取るなどの感染症対策にご協力をお願いします。

**期日前投票**

投票日に仕事や旅行などで投票へ行けない人は、期日前投票ができます。本人分の投票所入場券を持って期日前投票所までお出掛けください。投票日当日の混雑を避けるためにもご活用ください。

**日時** 4月1日(土)～8日(土)

午前8時30分～午後8時

**会場** 市役所本庁舎2階庁議室、小笠支所会議棟

**不在者投票**

長期間市内にいない人や指定の病院・施設などに入院・入所中の人、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険証を持ち、一定の要件を満たす人は、手続きをすると不在者投票ができます。

※掲載している情報は、2月1日時点のものです。変更が生じた場合、市ホームページなどで随時お知らせします。